

## 新型積立定期預金規定

### 1. (預金契約の成立)

当金庫は、お客様からこの預金に係る当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

### 2. (預入れの方法等)

- (1) この預金の預入れは1回につき1,000円以上とします。預入れのときは必ず通帳を持参してください。
- (2) この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れができます。

### 3. (預金の種類、期間等)

この預金は預入れのつど、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。

### 4. (自動継続等)

- (1) この預金(第7条による一部解約後の残りの預金を含む)は、通帳記載の最長預入期限にその元利金の合計額により、自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときは、その最長預入期限)までに、その旨を当店へ申出てください。

### 5. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、次に定める満期日以後に支払います。
  - ① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日は、この口座の預金残高の全部または一部について通帳記載の据置期間満了日(継続をしたときは、その継続日の1年後の応当日)から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
  - ② 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき(次項により満期日の指定がなかったものとしたときを含みます)は、最長預入期限を満期

日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。

- (2) 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (3) 継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

## 6. (利息)

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
  - ① 1年以上2年未満…………… 通帳記載の「2年未満」の利率
  - ② 2年以上…………… 通帳記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）
- (2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。
- (3) 指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第7条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは、最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
  - ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
  - ② 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%
  - ③ 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×50%
  - ④ 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×60%
  - ⑤ 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×70%
  - ⑥ 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×90%
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

## 7. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当店に提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の合計額の一部に相当する金額を1万円以上の金額で払戻請求することができます。この場合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで次の順序でこの預金を解約します。
  - ① 同一口座に複数の預金がある場合は、預入日（継続をしたときは、最後の継続日）から解約日までの日数が多いものからとします。
- (4) 前項の順序で最後に解約することとなった預金は、次により解約します。
  - ① その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その預金全額
  - ② その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上の場合は、次の金額
    - A. その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合は、1万円
    - B. その預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合は、その払戻請求額

## 8. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用するものとします。

この他、「定期預金共通規定」をご参照ください。

以 上